

山形県 最低賃金

【山形県最低賃金が改正されました！】効力発生日 平成29年10月6日

時間額 739円(22円UP)



この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】山形労働局 賃金室(TEL 023-624-8224)又は最寄りの労働基準監督署

組合運営

Q & A

質問内容



事務委託費等の取り扱い

組合員の事務所に組合事務所を設けて組合の事務所費等の一部を、当該組合員に支払っている。組合は事務所費として一括処理しているがどうか、また、事務も委託しているので事務委託費としてもよいか、支払を受けた組合員はどのように処理すべきですか。

回答内容



小規模な組合で、事務所を組合員の事務所の一隅を借りて机を置き、電話等を使用し、借室料、電話料、水道光熱費の使用料をまとめて事務所として支払ったり、或は、事務も委託して事務委託料を支払っているものもある。受取った組合員は法人であれば雑益として計上されればよいであろう。個人の場合は、不動産所得と立替金の入金と区別できない少額の場合は事業関連費の雑収入として処理してもよいのではなかろうか。
金額が大きくなく、組合員の従業員を組合へ出向させ、その給与相当額を組合から組合員へ支払う場合は、この組合負担金の実質に着目して、組合に出向している従業員の給与として取扱われる。たとえこの負担金が経営指導料等の名義でも同じである。この取扱いで注意を要するのは、組合員の企業の総務部長(使用人)を組合に出向させ、組合の理事とした場合は賞与相当額の負担金は役員賞与として取扱われるということである。

Coffee
break

●今年度から新規に～コーヒーブレイク～を設けました。

Vol.3

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください!

総務部長 兼 業務管理部長 三浦 賢二

今号は三浦が担当します。よろしくお願いします。
趣味の話の中で、鉄道ファンは多いですよね。
その分野も乗り鉄・撮り鉄・模型など多種多様です。
まあ鉄ちゃんでなくとも、車窓から流れる景色を眺めながら沿線のお酒での一杯は至極の喜びですね。いわゆる呑み鉄の旅。そう思っているご同輩も多いはず。機会があれば各地を回りたいものです。

さて、先日の新聞に「日本の9つの新幹線にすべて乗る日本周遊」なる広告が掲載されました。なんと5日間で全ての新幹線を乗り継ぐ内容で、しかも全国各地の有名温泉に宿泊しながら、日本一周

する旅。ただし、お昼ご飯は駅弁が準備され、途中での観光は一切なし。なんとも腰が痛くなりそうなツアーステップですが、乗り鉄の方にはたまらない内容ですね。鉄ちゃんの皆さんどうぞ一度は挑戦してみてはいかがでしょうか。途中下車が出来ないので、各地のお酒を車内ワゴンサービスで調達できるのなら、私は是非乗ってみたいですね。

